



## 障害者権利条約総括所見の焦点

# インクルーシブ教育の根本理念と 新たな課題

荒川 智

**要旨** 本稿では、障害者権利委員会の総括所見を踏まえ、障害者権利条約、SDG 4、1916年の一般的意見そして最近のユネスコの文書を整理し、インクルーシブ教育の根本理念を再確認すると共に、新たな課題について検討した。すべての学習者の多様性を尊重するというインクルーシブ教育の基本理念を共有するとともに、マルチ・セクションのアプローチ推進や排除のメカニズムのより徹底した分析が必要である。

**キーワード** インクルーシブ教育、SDG 4、ユネスコ

## はじめに

障害者権利条約の第24条に関する総括所見の52では、「インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号（2016年）、SDG 4、下位目標4.5及び指標4(a)を「想起し、委員会は締約国に対し次のことを強く要請する」とある。日本だけでなくほとんどの国に対しても、2016年の一般的意見とSDGsの方針に沿った施策が求められている（ただし下位目標や指標は入っている国とそうでない国がある）。

そこで本稿ではインクルーシブ教育に関する権利条約、一般的意見、SDG 4の三者の内容を整理し、さらにそれらと近年のユネスコの文書を参考にしながら、インクルーシブ教育の基本理念を再確認するとともに新たな課題を検討したい。

## 1 障害者権利条約とインクルーシブ教育

### （1）条約にあるインクルーシブ教育

あらかわ さとし  
茨城大学名誉教授

条約第24条の内容を改めて紹介する必要はないだろうが、ここでは最大限の発達を保障することとインクルージョンを両立させたあらゆる段階のインクルーシブな教育制度を目指している。しかし、条文の内容のいくつかは、いろいろな解釈を可能にする余地があるのも確かである。例えば、第22条第2項の(a)にある「一般教育制度」には特別学校は含まれるのかどうか。国連特別委員会での元もとの議論では、一般教育制度は地域の学校を想定したように思われるが、その解釈は各政府に任され、イギリス政府や日本政府は特別（支援）学校が含まれると解釈している。もちろん間違った解釈とは言えないが、かと言つて今まで通り特別支援学校で教育していれば良いということでもない。条約では同時に第2項(b)で、地域におけるインクルーシブな教育へのアクセスが求められるからである。

第2(e)項にある「発達を最大にする環境」での「完全な（フル）インクルージョンの目標に合致する」支援の解釈も分かれることである。最終的には特別学校をすべてなくすることを目指していると読むことも可能である。しかし、「発達を最大にする環境」とは、国連・特別委員会での審議の最終段階で出てきた表現であり、中途段階

では「例外的環境」と表記されていたこともあり、特別学校などを想定していたと思われる。この部分は、条約第3条にある原則に即せば、「社会への完全なインクルージョンという目標」に向かた支援と読むことも可能であり、かつ妥当であると考える。通常学級が例外なくすべての人に発達を最大にする環境になっているわけでなければ、少なくとも特別学校を即廃止することは、教育そのものからの排除ないしは教育における排除を生み出し、それこそ条約の趣旨に反することになろう。

### （2）一般的意見と総括所見

一般的意見の中では排除、分離、統合とインクルージョンのそれぞれが定義され、明確に区別された。他の三者が障害者を念頭に定義しているのに対し、インクルージョンは障害者に限定せずに説明されており、統合との区別の仕方はユネスコの諸文書にある説明と基本的に同じといえる。

一方、分離については、内容的には特別な学校・施設等における教育を指しており、それは「質が低い」と断定し否定的に評価されている。総括所見もその延長にあるといえるが、すべてを確認しているわけではないが、諸外国になされた総括所見を見てみると、総じて特別教育や特別学校への懸念が示されているものの、特別学校そのものの廃止が勧告されているのは、日本を含め少數一部の国にとどまっていると思われる。

例えばイギリスに対しては、前述した一般教育制度について特別学校を含むとした解釈の撤回を、ドイツには特別学校の縮小と通常学校希望者の受け入れを求めるものの、直接、特別学校の廃止を勧告してはいない。

日本への総括所見について、権利委員会が特別支援教育そのものの中止を求めていたという理解が多くを占める中で、必ずしもそうとは言えないという解釈もある。所見の字句や表記から微妙で難しいところであるが、例えば一般意見の35(f)では、知的障害の生徒に対して「具体的で観察可能な／視覚的な、そして読みやすい指導・学習教材

を、安全で静かな、構造化された学習環境において提供されなければならない」とされ、「インクルーシブでインタラクティブな教室」を求めている。盲、聾、盲聾、ASDも同様だが、これは特別学校の廃止とは異なる文脈、すなはち通常の学校内の特別学級ないしユニット、あるいは通常の学校と同一の敷地や校舎内の特別学校の存在を想定しているとも読み取れる。特別学校の位置づけについて、落ち着いた検討が必要である。

## 2 SDG 4 とインクルーシブ教育

### （1）インチョン宣言と行動大綱

本来のインクルーシブ教育は、障害児者だけではなく、さまざまなマイノリティや弱者に焦点を当て、彼らを排除することなく、すべての学習者のニーズに応えながら学習への参加を保障しようとするものである。とくにユネスコの2005年「インクルージョンのガイドライン—万人の教育へのアクセス確保」や2009年の「教育におけるインクルージョンの政策ガイドライン」などによってインクルーシブ教育の定義や統合教育との違いもより明確にされた（荒川・越野、2013）。そしてさらに国連のSDG 4によって、公正（Equity）とセットでインクルージョンが位置づけられるようになった。

SDG 4は日本では「質の高い教育をすべての人に」と簡略化されて紹介されることが多いが、正確には「全ての人にインクルーシブで公正な質の高い教育を保障し、生涯学習を促進する」とされている。

ターゲット（下位目標）4.5では、「2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民族及び脆弱な立場にある子どもなど、弱者層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする」とされている。またターゲット4.aは「子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする」とされてい